

大気汚染防止法について



北海道日高振興局
保健環境部環境生活課

目次

- 第 1 大気汚染防止法とは
- 第 2 大気汚染防止法のアスベスト対策（概要）
- 第 3 事前調査
- 第 4 作業基準

第1 大気汚染防止法とは

大気環境を保全するため、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的。

工場及び事業場から排出される大気汚染物質の規制等

- ◆ばい煙の排出規制
- ◆揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制
- ◆粉じんの排出規制 
- ◆有害大気汚染物質の対策の推進



大気汚染防止法のアスベスト（石綿）用語

用 語	内 容
特定粉じん	粉じんのうち、人の健康に被害を生じるおそれのある物質。 → 現在、石綿が指定されている。
特定建築材料（※）	石綿を含む建築材料。（石綿を意図的に含有させたもの、石綿の質量が当該建材の質量の0.1%を超えるもの）
特定粉じん排出等作業	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業（特定建築材料の囲い込みや封じ込めも含む）。
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	吹付け石綿（レベル1）及び石綿含有断熱材等（レベル2）の特定工事

※ 令和2年の法改正により、レベル3建材も追加された。

第2 大気汚染防止法のアスベスト対策（概要）

建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、

事前調査（特定建築材料が使用されているか否かの調査）を行い、

特定建築材料が使用されている場合は、

作業基準の遵守（石綿飛散防止対策）が義務付けられます。

また、**届出対象特定工事**（レベル1，2建材に係る作業）の場合は、

作業の14日前に都道府県等に、

特定粉じん排出等作業実施届出書を提出する必要あり。

規制の対象となる作業

建築物又は工作物を解体、改造、補修する作業が対象。

建築物又は工作物の解体等を行うときは、
あらかじめ特定建築材料の使用の有無の調査（事前調査）が必要。

（特定建築材料は、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものが該当。）



特定建築材料に該当する建築材料の例

	特定建築材料の区分	建築材料の具体例
レベル1	吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
レベル2	石綿を含有する断熱材	①屋根用折板裏断熱材、②煙突用断熱材
	石綿を含有する保温材	①石綿含有保温材、②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、 ⑤石綿含有水練り保温材
	石綿を含有する耐火被覆材	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第2種
レベル3	石綿を含有する仕上塗材	①石綿含有建築用仕上塗材
	石綿含有成形板等	①石綿含有成形板、②石綿含有セメント管、③押出成形品 ④石綿含有ロックウール吸音板、⑤石綿含有ビニル床タイル

第3 事前調査

事前調査は、

工事の元請業者（又は自主施工者）に調査義務がある。

（発注者には、調査費用の負担など調査への協力義務あり。）

元請業者は、

- ①発注者に、書面をもって調査結果を説明する。
- ②特定建築材料の有無に関わらず、調査結果を工事現場に
掲示する。
- ③一定規模以上の工事の場合は、都道府県等に報告する。



事前調査を行う者（資格）（1）



事前調査は、資格を有する者が行う。

元請業者に資格者がいない場合は、他者（資格者）に調査を委託することが可能。

調査者の資格は、

①「建築物」と②「工作物」の2種類がある。

→ 現在、「建築物」は、資格者の調査が必要。

「工作物」は、令和8年1月1日以降着工の工事から
資格者による調査が必要になります。

事前調査を行う者（資格）（2）

1. 建築物の調査資格

① 建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

イ 一般建築物石綿含有建材調査者

→ 全ての建築物の調査を行う資格

ロ 一戸建て等石綿含有建材調査者

→ 一戸建て住宅および共同住宅の内部に限った調査（共有部分は除く）を行う資格。

ハ 特定建築物石綿含有建材調査者

→ 全ての建築物の調査を行う資格
（イに実地研修や口述試験を追加した講習により取得。）

② 令和5年9月30日以前に 日本アスベスト調査診断協会に登録され、 事前調査を行う時点においても引き続き 同協会に登録されている者

いずれも
登録講習機関の
実施する講習会
を受講



事前調査を行う者（資格）（3）

2. 工作物の調査資格

① 工作物石綿事前調査者講習の修了者

② イ 一般建築物石綿含有建材調査者
ロ 特定建築物石綿含有建材調査者
ハ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録された者

取扱対象

・特定工作物

- ① 反応槽、② 加熱炉、③ ボイラー及び圧力容器
- ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備等の建築設備を除く。）
- ⑤ 焼却設備、⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- ⑧ 変電設備、⑨ 配電設備、⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）
- ⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- ⑫ トンネルの天井板、⑬ プラットホームの上家、⑭ 遮音壁
- ⑮ 軽量盛土保護パネル、⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

・特定工作物以外の工作物

・特定工作物

左の⑪～⑰

・特定工作物以外の工作物



前スライドに登場した
建築物の調査資格と同じ

事前調査の資格講習

建築物石綿含有建材調査者資格などの講習については、厚生労働省の「**石綿総合情報ポータルサイト**」を参照願います。

The screenshot shows the homepage of the Asbestos Comprehensive Information Portal Site. At the top, there is a navigation bar with the site's name and the Ministry of Health, Labour and Welfare logo. Below this is a row of eight icons representing different sections: 'Asbestos Basics', 'Businesses', 'Workers', 'General Public', 'Reporting System', 'Correction Points', 'Training Information', and 'Links/Materials'. A yellow callout bubble points to the 'Training Information' icon with the text '情報が集約されていて便利です！' (Information is consolidated and convenient!). Below the icons is a large purple banner with the text '講習会情報' (Training Information). Underneath the banner, a paragraph explains that users can click on the training names to access information about the training organizations. At the bottom, there are three red buttons with white text: '▶ 石綿作業主任者講習' (Asbestos Work Supervisor Training), '▶ 建築物石綿含有建材調査者講習' (Building Asbestos-containing Building Material Investigator Training), and '▶ 工作物石綿事前調査者講習' (Workpiece Asbestos Pre-surveyor Training).

石綿 総合情報ポータルサイト TOP

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

講習会情報

各種石綿事前調査者講習のうち、受講したい講習名をクリックすると、該当講習の受講機関などの情報にアクセスできます。

- ▶ 石綿作業主任者講習
- ▶ 建築物石綿含有建材調査者講習
- ▶ 工作物石綿事前調査者講習

事前調査結果の「発注者への説明」（書面）（1）

石綿使用の有無に関わらず、必ず説明する事項

- ◆事前調査結果
- ◆調査の終了年月日
- ◆調査の方法
- ◆調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項（調査者の講習実施機関の名称等）



発注者へは
説明
(書面交付)

事前調査結果の「発注者への説明」（書面）（2）

石綿使用「有」の場合は、前スライドの(1)に加えて次も

- ◇特定建築材料(石綿が含まれている建材)の種類・使用箇所・使用面積
- ◇特定粉じん排出等作業の種類（解体・改造・補修等）
- ◇特定粉じん排出等作業の実施期間
- ◇特定粉じん排出等作業の方法
- ◇対象となる建築物等の概要（構造・階数・延べ面積等）・配置図及び付近の状況(※)
- ◇特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ◇特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ◇下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所(※)

「有」の場合、
その後の作業と関係します。
よって、作業計画と内容が類似。

※届出対象特定工事（レベル1，2）で該当する場合のみ。

事前調査結果の「行政への報告」(1)



一定規模以上の建築物又は工作物の解体等工事では、
先の発注者への説明に加えて、
都道府県又は大気汚染防止法政令市

(札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市) に、
石綿の使用の有無を調査した結果を報告する必要があります。

この行政への調査結果の報告は、
原則として「石綿事前調査結果報告システム」から電子申請。

行政へは
報告
(電子申請)

事前調査結果の「行政への報告」(2)

以下の条件に該当する場合は、当該調査の結果を都道府県または大気汚染防止法政令市に報告する必要があります。

①	建築物を解体する作業を伴う建設工事(※1)であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m ² 以上であるもの【解体80m ² 以上】
②	建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(※1)であって、当該作業の請負代金の合計額※2が100万円以上であるもの【改造・補修100万円以上】
③	工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※1であって、当該作業の請負代金の合計金(※2)が100万円以上であるもの

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

石綿事前調査結果報告システム

システムなら、
職場に居ながら、
大防法と石綿則、
両方の報告が
一度で出来ます！

石綿使用の有無に関する調査結果の報告は、
原則として石綿事前調査結果報告システムからお願いします。

The screenshot shows the homepage of the Asbestos Pre-survey Result Reporting System. At the top, there is a header with the system name '石綿事前調査結果報告システム' on the left, font size options '文字サイズ' (小, 中, 大) in the center, and logos for the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) and the Ministry of the Environment (環境省) on the right. Below the header is a blue navigation bar with links 'お知らせ一覧' and 'ヘルプ'. The main content area has a large 'ログイン' (Login) heading. Below it, a section titled '●石綿事前調査結果報告システムとは' (What is the Asbestos Pre-survey Result Reporting System?) explains that it is based on the Asbestos Hazard Prevention Regulations and the Air Pollution Prevention Act. A list of construction work requiring reporting is provided: '■報告が必要となる工事' (Construction work requiring reporting), including '建築物の解体工事' (Building demolition), '建築物の改修工事' (Building renovation), '工作物の解体・改修工事' (Demolition/renovation of structures), and '鋼製の船舶の解体・改修工事' (Demolition/renovation of steel ships). At the bottom, there are two buttons: '登録済みの方' (For those already registered) with 'GビズIDでログイン' (Login with G-Biz ID), and '初めての方はこちら' (For first-time users) with 'GビズIDを作成' (Create G-Biz ID). An illustration of a hand pointing is on the right side of the bottom buttons.

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

環境省 Ministry of the Environment

お知らせ一覧 ヘルプ

ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80 m²以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

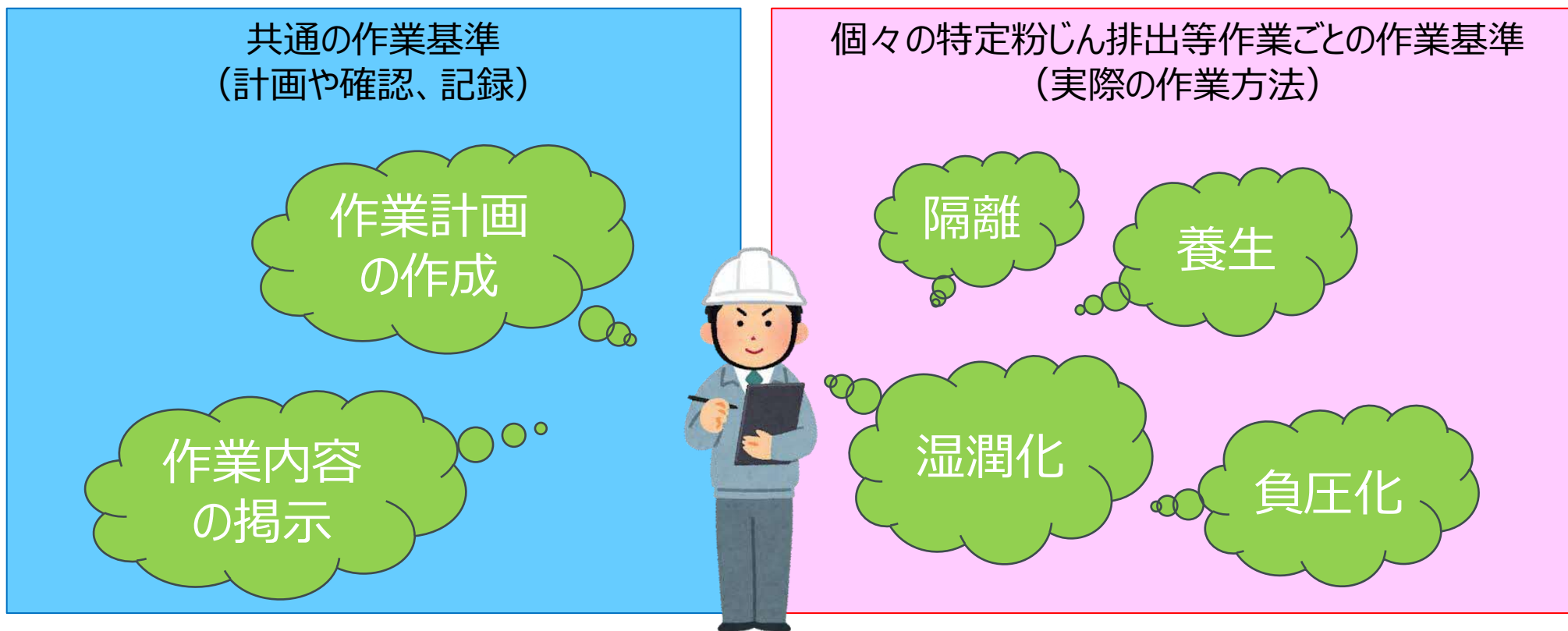
GビズIDでログイン

初めての方はこちら

GビズIDを作成

第4 作業基準

特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、補修する者は、「**作業基準**」を遵守しなければなりません。



事前調査や作業基準について見てきましたが、
次の資料が、各内容を解説しており便利です。

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和6
年2月改正）（令和7年3月訂正事項を反映）」



掲載HP 環境省 大気環境・自動車対策
石綿（アスベスト）問題への取組

特に p 80-83（表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要）が便利です。

ご静聴
ありがとうございました。

本資料作成にあたり
環境省HPを参考としています。

北海道日高振興局
保健環境部環境生活課

地域環境係
電話 0146-22-9253（直通）